

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの認定要件及び必要書類について

【認定要件】

以下の（１）及び（２）のいずれにも該当することが必要です。

- （１）申請者が、法第2条第5項第2号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者（以下「指定事業者」という。）と直接取引を行っており、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上である呉市内の中小企業者であること。
- （２）当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業に当たっては、完成工事高又は受注高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。

【提出書類】

1 必要書類 認定申請書

2 添付書類

<個人事業者>

- （１）直近の確定申告書の写し（事業所の所在地の記載があるもの）、又は許認可証に事業所の所在地の記載のあるもの等の事業所の所在地が確認できるもの
- （２）売上高確認表
- （３）最近1か月及び前年同月の売上高等のわかるもの（試算表、売上台帳等）
- （４）最近1か月後2か月の前年の2か月の売上高等のわかるもの（試算表、売上台帳等）

<法人>

- （１）現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（6か月以内）1部
- （２）売上高確認表
- （３）最近1か月及び前年同月の売上高等のわかるもの（試算表、売上台帳等）
- （４）最近1か月後2か月の前年の2か月の売上高等のわかるもの（試算表、売上台帳等）

【留意事項】

- 1 この認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- 3 金融機関等が申請者の代理で申請手続を行う場合には、申請者からの委任状が必要です。

【申請・問い合わせ】

呉市中央4丁目1番6号 市役所5階
呉市役所 産業部 商工振興課 商業グループ
TEL 0823-25-3814